

要 望 書

【令和3年11月】

福 島 県 水 道 協 会
会 長 岡 部 光 徳

目 次

I. 震災・原発事故からの復興・再生に関する要望	2
II. 令和4年度水道施設等整備費等に関する要望	5
【参考】令和元年度末市町村別水道普及率一覧	12

要 望 書

我が国に未曾有の被害を生じさせた東日本大震災、東京電力福島第一原子力発電所事故から10年8ヶ月が過ぎる。

この間、帰還困難区域を除く避難指示区域が解除され、残る帰還困難区域も「特定復興再生拠点区域」の来年春以降の解除に向け、整備が進められているなど、当県復興は着実に進展している。

一方、当県復興の前提となる福島第一原子力発電所の廃炉は、30年以上の年月を要し、さらに今後は、燃料デブリの取り出しといった前例のない、極めてリスクの高い作業が控え、予断を許す状況にはなく、さらに、ALPS処理水の海洋放出決定による当県への新たな風評の発生が強く懸念されているなど、まだまだ課題が山積しており、当県復興は道半ばである。

また、我が国の水道は、98%を超える高普及率を達成し、普及率のみならず、その水質の良さ、漏水率の低さなど完成度の高い、主要先進国の中でも1、2を争う高度なシステムを確立した世界に誇る水道事業であり、我々の社会経済活動を支える重要な社会基盤施設となっている。

しかしながら、水道を取り巻く状況は、本格的な人口減少社会の到来による水需要の低迷、それに伴う料金収入の減少、老朽化した施設の更新・改良、安全な水質を保つための対策、そして自然災害に備えた危機管理体制の強化といった多くの課題を抱えており、とりわけ、頻発する豪雨等自然災害に備えた、災害に強い水道の構築は喫緊の課題である。

については、当県の復興・再生と当県水道事業のさらなる発展に向け、次の事項の実現を強く要望する。

I. 震災・原発事故からの復興・再生に関する要望

1. 福島復興再生特別措置法等に基づく当県復興の加速化

当県の復興・再生の要である福島復興再生特別措置法、同法に基づく「福島復興再生基本方針」、本年4月に認定を受けた「福島復興再生計画」における取組等を着実に実行し、当県復興を加速させること。

2. 復興財源の確実な確保

- (1) 当県の復旧・復興事業が終了するまでの期間、復興の進捗により生じる新たな課題への対応を含む復旧・復興事業等について、通常収支とは別枠で整理し、直轄・補助事業に係る地方負担分、補助対象とならない地方単独事業の負担分、さらには、地方税の減収分に対して、引き続き、震災復興特別交付税により確実に措置すること。
- (2) 当県の復興・再生には、今後も十分な財源措置と長期的な国の支援が必要であることから、公共土木施設等の災害復旧、津波被災地の復興まちづくり、避難者の居住の安定確保、県土の復興を支援する道路ネットワークや物流基盤の整備、営農再開を加速するための農業基盤整備等を重点的に進め、かつ、確実に事業完了を図るために必要となる財源（復興特別会計）を十分に確保すること。

3. 福島第一・福島第二原子力発電所の廃炉に向けた取組みの安全確保

- (1) 福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の廃炉に向けた取組みについては、安全を最優先に取り組むこと。また、福島第一原子力発電所の廃炉にあたっては、中長期ロードマップ等に基づき、世界の英知を結集し、国が前面に立ち、総力を挙げて取組み、そして確実に結果を出すこと。
- (2) 福島第一原子力発電所において今後行われる使用済燃料や燃料デブリの取り出しなどリスクの高い作業に向け、東京電力に対し、地震・津波対策を含めた設備の信頼性の向上、現場におけるリスク管理の徹底と各対策の重層化を求めるとともに、これらの取組みに対する現場を含めた監視体制を強化し、指導・監督を徹底すること。
- (3) 今後の廃炉作業を担う作業員や現場を管理できる人材の計画的な育成・確保、雇用の適正化、作業環境の改善や労働災害の防止対策の実施による、作業員が安定的に、安心して働くことのできる環境の整備を東京電力に求めるとともに、国も一体となって取り組むこと。

- (4) 東京電力に対し情報公開の徹底や迅速な通報・連絡はもとより、廃炉に向けた取組みの進捗状況や今後の取組み、自然災害や重大トラブルが発生した場合の対応などについて、県民は勿論のこと、国内外に分かりやすく、正確に情報発信し、風評払拭・不安の解消に努めるよう指導するとともに、国としても取り組むこと。
- (5) 使用済燃料や燃料デブリを含む放射性廃棄物については、国及び事業者の責任において、その処理・処分方法を決定し、県外において適切に処分すること。
- (6) 東京電力による相次ぐ不祥事やトラブルに、地域住民の不安と不信が高まっていることから、安全・安心を基本姿勢とした厳格な指導・監督を徹底すること。

4. ALPS 処理水の処分に關する責任ある対応

- (1) 処理水の処分に關する基本方針等について、農林水産業や観光業の事業者をはじめ、県内自治体等の関係者に対し、丁寧な説明を行うとともに、関係者の声を受け止め、理解が深まるよう取り組むこと。また、処理水の処分により新たな風評を発生させないという強い決意の下、厳しい環境に置かれている農林水産業や観光業をはじめとする県内の幅広い業種に対する万全の風評対策を講じること。さらに、本年内を目途に策定される中長期的な行動計画については、関係者の意見を十分に踏まえた具体的かつ実効性のある計画とすること。
- (2) 対策を講じても風評被害が発生する場合には、国が前面に立ち、責任をもって被害者に寄り添った、被害の実態に見合った賠償を東京電力に行わせること。
- (3) タンクに保管されている水の浄化処理を確実に実施するとともに、IAEAなどの第三者機関による比較測定を行い、処理過程の透明性を高めること。また、地元関係者などの立会いの下、環境モニタリングを実施すること。あわせて、処理水の元となる汚染水の発生量をこれまで以上に抑制する対策を講じること。
- (4) トリチウムに關する科学的な性質や国内外におけるトリチウムの処分状況、環境モニタリング結果など、当県の状況が正しく理解されるよう、正確な情報が広く国内外に伝わるためのわかりやすい情報発信を行うこと。
- (5) トリチウム分離技術の確立に向け、世界の英知を結集させ、総力を挙げて取り組むこと。

5. 風評払拭及び風化防止対策の強化

風評払拭及び風化防止に向け、「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」に基づき、国内外に対する正確な情報発信をさらに強化すること。

特に、一般消費者や流通業者等に対し、農林水産物の緊急時環境放射線モニタリングの検査体制や検査結果など、県内農林水産物等の安全性に関する情報の周知徹底を図るとともに、「美味しさ」や「魅力」に関する情報発信を強化すること。

また、福島特措法に基づき、当県農産物等に対する輸入規制の撤廃等に向けた諸外国への働きかけを強化すること。

6. 森林除染の推進

県土の約7割を森林が占める当県にとって森林除染は、復興・再生を図るうえで不可欠な工程である。ついては、森林は水源でもあり、飲料水に対する不安を払拭するためにも、「ふくしま森林再生事業」をはじめとした各種復興施策について、第2期復興・創生期間以降も事業が完了するまで必要な予算を確保すること。

7. 環境回復に向けた取り組み

環境回復の観点から河川、湖沼、ダム・ため池（農業用を除く）を除染対象に位置付けること。なお、帰還困難区域等にある農業用ため池等の放射性物質対策事業が確実に実施できるよう、第2期復興・創生期間以降も事業が完了するまで必要な予算を確保すること。

8. 水道事業体等の損害に対する確実な賠償の実施

水道事業体等が被った損害（水道使用量の減少に伴う逸失利益等々）や放射性物質検査などに伴う職員の超過勤務手当などについて、最後まで確実に賠償するよう、東京電力に対し指導すること。

9. 水道施設の激甚災害法の適用

近年頻発する豪雨災害では、水道施設も甚大な被害を受け、また、東日本大震災の影響によって新たな大規模地震の発生も、現在、憂慮されている。

それら水道施設の被害に対し、災害が激甚災害に指定された場合は、通常災害復旧事業の国庫補助より補助率が嵩上げされる措置が講じられているが、水道施設は、地域住民の生命と健康に直結する施設であるので、下水道施設と同様に公共土木施設に該当させ、激甚災害法を適用させること。

Ⅱ. 令和4年度水道施設等整備費等に関する要望

1. 水道施設等整備事業の着実な実施

当县市町村における簡易水道等施設整備費国庫補助事業及び生活基盤施設耐震化等交付金事業を着実に実施できるよう要望額の満額確保を図ること。

※令和4年度当县市町村における要望額は、8頁以降の簡易水道施設整備事業計画(国庫補助)及び生活基盤施設等耐震化交付金事業計画(水道施設)のとおりである。

2. 簡易水道統合に対する支援措置

簡易水道等施設整備費国庫補助制度の見直しにより簡易水道事業の統合が進められたが、多くの事業体では、地理的条件などによりハード面の統合ができず、施設の統廃合を伴わない事業認可上の統合(形式的な統合)のみとなっており、国が意図していた経費削減等の効果は望めず、経営の効率化や財政基盤の強化につながっていない。また、現行の国庫補助採択要件では、統合される簡易水道地区における国庫補助事業の導入は極めて困難である。

については、水道施設を計画的に更新し、安全で安定した水道水の供給を行うため、距離や単価要件を撤廃するなど統合前の簡易水道事業の国庫補助採択要件を、統合後の旧簡易水道事業においても継続適用できるようにするなど、簡易水道統合に対する支援措置を講じること。

3. 簡易水道を統合した統合上水道等に対する地方財政措置

簡易水道事業が上水道事業と統合した場合、旧簡易水道事業に対する一般会計繰出金や地方交付税措置の激変緩和措置、令和3年度からは一定条件の建設改良事業に対する一般会計繰出金への特別交付税措置がされることとなったが、統合が経営基盤の強化につながっていない状況では、今後も厳しい事業運営が見込まれるので、上水道事業と統合した簡易水道事業に対し、次の措置を講じること。

- ① 統合上水道について、簡易水道事業と同等の繰出基準とすること及び簡易水道事業債の元利償還金と同等の交付税措置を行うこと
- ② 統合上水道の全ての旧簡易水道事業に対する繰出基準について、地方単独事業も対象とするよう要件を緩和すること
- ③ 統合上水道の旧簡易水道事業の高料金対策に要する繰出金については、統合後6年目以降も減額することなく継続するとともに、11年目以降も継続できるようにすること

4. 特定簡易水道事業に対する「国庫補助事業」及び「生活基盤施設耐震化等交付金事業」の適用拡充

簡易水道等施設整備費国庫補助制度の見直しにより統合等の対象とされた簡易水道で、様々な事由により統合できなかった簡易水道は、特定簡易水道と位置付けられ、国庫補助事業の対象外とされた。また、その後、創設された生活基盤施設耐震化等交付金事業でも適用対象外とされている。

しかしながら、特定簡易水道も給水区域内住民にとって、不可欠なインフラ施設として今後も事業を継続していくものであり、近年頻発する自然災害等に備えた施設整備が必要であることは、他の水道施設と変わらないことから、特定簡易水道を対象とした新たな国庫補助制度を創設するとともに、生活基盤施設耐震化等交付金事業の適用対象とすること。

5. 公営企業会計の適用拡大における弾力的運用等

簡易水道事業は、住民生活にとって必要不可欠なサービスであるが、当県町村のように住居が散在し、積雪寒冷などの地理的条件の下では、企業性が低く独立採算による運営が難しい状況にあることから、公営企業会計の適用拡大にあたっては、それぞれが抱える実情を考慮し、弾力的な運用を図るとともに、地方自治体の負担を軽減するため、技術的な支援や財政支援措置を拡充すること。

6. 公的資金補償金免除繰上償還制度及び公営企業借換債制度の再実施

水道事業を営む市町村の多くは、起債を主な財源に施設の整備拡充を行っているが、その元利償還金は大きな負担であり、特に、過去に借り入れた高金利既往債がその負担を一層大きくしている。

これまで政府資金並びに旧・公営企業金融公庫資金の繰上償還に係る補償金を免除する特例措置が2度講じられ、また、平成25年度には東日本大震災の特定被災地方公共団体を対象に補償金免除繰上償還及び借換債発行が認められたが、対象となる資金は年利4%以上の旧・公営企業金融公庫資金のみと限定的であったことから、水道事業の健全経営を確保し、水道料金の高騰を抑制するため、次の措置を講じること。

(1) 公的資金補償金免除繰上償還制度を再度実施するとともに、実施にあたり次の要件の緩和・手続きの簡素化を図ること。

- ① 許可要件となっている資本費等の要件を緩和すること
- ② 年利率5%未満の企業債についても対象とすること
- ③ 制度活用にあたって必要な財政健全化計画の策定及び申請手続きを簡素化すること

- (2) 財政融資資金についても、東日本大震災及び原子力災害の特定被災地方公共団体を対象とした補償金免除繰上償還及び借換債発行ができることとする特例措置を設けること。
- (3) 公営企業借換債制度を再度実施すること。

7. 小規模専用水道施設の設置に対する財政支援

広大な県土を有し、中山間地に小規模な水道施設が散在する当県は、国が目指す事業統合による広域化が推進しにくい状況にある。

人口減による水需要の低下、それに伴う料金収入の減少など、水道事業を取り巻く環境が一段と厳しさを増す中、平坦地域に比べ布設条件が極めて悪い中山間地では、費用対効果と受益者負担等を考慮すれば、これまで同様、公営水道の区域拡張を図っていくことは難しくなりつつある。

このような中、当県中山間地の町村では、地域の公衆衛生の向上を図りつつ、高コストな区域拡張からの転換を図るため、独自の財政支援制度により小規模専用水道の設置を推進しているところがあり、水道事業の広域連携や官民連携のメリットが働きにくい中山間地域にとって小規模専用水道設置は、公衆衛生向上に大きく寄与する有益な方策の一つと捉えることができる。

については、本格的な人口減少社会の到来する中、地域の公衆衛生の向上を図りつつ、地域の実情に応じた持続可能な水道の構築に向け、小規模専用水道施設の設置に対する財政支援を講じること。

令和4年度簡易水道等施設整備費国庫補助事業計画

(単位：千円)

区分	市町村名	地区名	事業名	令和4年度要望額	
				国庫補助基本額	国庫補助額
水道未普及地域 解消事業	玉川村	四辻新田地区	飛地区域	238,359	95,343
生活基盤近代化事業	中島村	中島地区	基幹改良	51,035	17,011
	平田村	沢目木地区外	基幹改良	9,801	3,267
3村・3件				299,195	115,621

※令和3年8月時点 福島県水道協会調べ

令和4年度水道水源開発等施設整備費国庫補助事業計画

(単位：千円)

区分	市町村名	事業内容	令和4年度要望額	
			国庫補助基本額	国庫補助額
水道施設機能維持費	いわき市	水道施設津波・浸水対策事業 (下平窪取水場浸水災害対策工事)	20,000	6,666
1市・1件			20,000	6,666

※令和3年8月時点 福島県水道協会調べ

令和4年度生活基盤施設耐震化等交付金事業計画

(単位：千円)

市町村名	区 分	事 業 名	令和4年度要望額	
			交付基本額	交付要望額
福 島 市	水道管路耐震化等推進事業 老朽管更新事業	老朽管更新事業 (ダクタイル鋳鉄管)	400,000	100,000
会津若松市	水道管路耐震化等推進事業 老朽管更新事業	老朽管更新事業	175,170	58,390
	緊急時給水拠点確保等事業 重要給水施設配水管	重要給水施設配水管 整備事業	85,404	21,351
	水道事業におけるIoT活用 推進モデル事業	施工情報システム導入	1,122	374
いわき市	緊急時給水拠点確保等事業 重要給水施設配水管	重要給水施設配水管 整備事業	166,101	41,525
須賀川市	水道管路耐震化等推進事業 水道管路緊急改善事業	水道管路緊急改善事業 (石綿管)	120,000	40,000
喜多方市	水道未普及地域解消事業	飛地区域	130,000	52,000
伊達市	緊急時給水拠点確保等事業 重要給水施設配水管	保原地域石綿セメント管 更新事業	118,065	29,516
本宮市	緊急時給水拠点確保等事業 重要給水施設配水管	重要給水施設配水管 整備事業	60,000	20,000
国見町	緊急時給水拠点確保等事業 重要給水施設配水管	重要給水施設配水管 整備事業	44,200	11,050
大玉村	緊急時給水拠点確保等事業 重要給水施設配水管	重要給水施設配水管 整備事業	60,000	20,000
只見町	簡易水道再編推進事業	統合簡易水道(只見)	27,654	9,218
南会津町	生活基盤近代化事業	基幹改良(南郷)	25,000	10,000
		基幹改良(中部)	25,000	10,000
		増補改良(東)	21,000	7,000

(単位：千円)

市町村名	区 分	事 業 名	令和4年度要望額	
			交付基本額	交付要望額
南会津町	簡易水道再編推進事業	統合簡易水道（静川）	50,000	20,000
	水道事業運営 基盤強化推進事業	運営基盤強化等事業 （ 荒 海 ）	84,000	28,000
北塩原村	簡易水道再編推進事業	統合簡易水道	84,000	28,000
磐梯町	生活基盤近代化事業	基 幹 改 良	22,000	7,300
会津坂下町	緊急時給水拠点確保等事業 重要給水施設配水管	重要給水施設配水管 整 備 事 業	46,433	11,608
柳津町	生活基盤近代化事業	増 補 改 良	37,000	14,800
金山町	簡易水道再編推進事業	統合簡易水道	28,000	11,200
棚倉町	緊急時給水拠点確保等事業 重要給水施設配水管	重要給水施設配水管 整 備 事 業	120,000	30,000
	水道事業運営 基盤強化推進事業	水道施設再編推進事業	160,000	53,333
鮫川村	水道未普及地域解消事業	区 域 拡 張	58,970	23,588
西郷村	水道事業におけるIoT活用 推進モデル事業	中央監視設備及び 電気設備更新事業	130,000	42,000
玉川村	緊急時給水拠点確保等事業 重要給水施設配水管	重要給水施設配水管 整 備 事 業	36,300	9,075
古殿町	生活基盤近代化事業	基 幹 改 良	10,000	3,333
浪江町	緊急時給水拠点確保等事業 重要給水施設配水管	配水管布設替工事	57,370	14,342
22市町村・29件			2,382,789	727,003

※令和3年8月時点 福島県水道協会調べ

令和元年度 市町村別水道普及率一覧【令和2年3月31日 現在】

市	市町村名	総人口	給水人口	普及率	市町村名	総人口	給水人口	普及率
	福島市	285,035	281,220	98.7%	相馬市	37,099	36,055	97.2%
	会津若松市	118,643	113,772	95.9%	二本松市	54,995	48,338	87.9%
	郡山市	330,310	320,897	97.2%	田村市	35,532	20,240	57.0%
	いわき市	338,045	330,361	97.7%	南相馬市	53,179	45,631	85.8%
	白河市	59,406	57,407	96.6%	伊達市	58,891	53,851	91.4%
	須賀川市	75,493	69,451	92.0%	本宮市	30,334	29,561	97.5%
	喜多方市	46,061	41,032	89.1%	計	1,523,023	1,447,816	95.1%

町 村	市町村名	総人口	給水人口	普及率	市町村名	総人口	給水人口	普及率
	桑折町	11,586	11,104	95.8%	塙町	8,315	6,578	79.1%
	国見町	8,796	8,741	99.4%	鮫川村	3,055	1,635	53.5%
	川俣町	12,861	10,647	82.8%	西郷村	20,457	20,094	98.2%
	大玉村	8,932	8,714	97.6%	泉崎村	6,229	5,275	84.7%
	鏡石町	12,286	12,034	97.9%	中島村	4,816	4,614	95.8%
	天栄村	5,198	5,048	97.1%	矢吹町	16,866	15,736	93.3%
	下郷町	5,159	4,540	88.0%	石川町	14,459	11,121	76.9%
	檜枝岐村	539	539	100.0%	玉川村	6,437	5,336	82.9%
	只見町	4,070	3,680	90.4%	平田村	5,897	2,973	50.4%
	南会津町	14,523	14,332	98.7%	浅川町	6,077	6,004	98.8%
	北塩原村	2,554	2,496	97.7%	古殿町	4,708	4,557	96.8%
	西会津町	5,701	4,414	77.4%	三春町	17,436	15,265	87.5%
	磐梯町	3,360	3,339	99.4%	小野町	9,605	4,725	49.2%
	猪苗代町	13,613	13,184	96.8%	広野町	3,934	0	—
	会津坂下町	15,162	14,318	94.4%	檜葉町	0	0	—
	湯川村	3,030	3,024	99.8%	富岡町	0	0	—
	柳津町	3,111	2,987	96.0%	川内村	1,856	258	13.9%
	三島町	1,468	1,458	99.3%	大熊町	0	9,000	—
	金山町	1,923	1,765	91.8%	双葉町	0	0	—
昭和村	1,198	1,114	93.0%	浪江町	0	1,332	—	
会津美里町	19,395	16,867	87.0%	葛尾村	0	0	—	
棚倉町	13,395	13,125	98.0%	新地町	8,137	8,080	99.3%	
矢祭町	5,451	5,047	92.6%	飯館村	0	1,850	—	
				計	311,595	286,950	92.1%	

注1) 避難指示等により行政区域内総人口を0人で計上した町村(檜葉町・富岡町・大熊町・双葉町・浪江町・葛尾村・飯館村)※平成27年国勢調査時点で避難指示区域のため

注2) 避難指示等により現在給水人口を計上できなかった町村(富岡町・双葉町・葛尾村)※大熊町は町内専用水道の現在給水人口のみ計上。

注3) 広野町・檜葉町は、避難指示区域外であるが、流動人口が多く、正確な給水人口を算出できないため、0人として計上。

	総人口	総人口	給水人口	普及率
県 総 計	市(13)	1,523,023	1,447,816	95.1%
	町(31)	241,397	223,980	92.8%
	村(15)	70,198	62,970	89.7%
	計(59)	1,834,618	1,734,766	94.6%

全 国	令和元年度	総人口	給水人口	普及率
		126,177,644	123,772,874	98.1%